

令和 8年 3月 9日

長浜市議会議長 伊藤 喜久雄 様

提出者 長浜市議会議員 加納 義之
賛成者 長浜市議会議員 押谷 正春
竹本 直隆
中川 勇
中川 浩一
田中 真浩
矢野 昭男

議案の提出について

令和7年長浜市議会定例会令和8年3月定例会において、長浜市議会会議規則第14条第1項の規定により、次の議案を提出します。

記

決議案第 2 号

杉本英一君の副議長解任を求める決議

以上

決議第 2 号

杉本英一君の副議長解任を求める決議（案）

昨年 10 月、東京都内の金属製造企業から長浜市に対し、約 14.2 億円の損害賠償請求訴訟が提起されたことに関連し、杉本英一議員は長浜市議会副議長の職にありながら、当該案件に関し、事実と異なる内容の発言を繰り返し行い、特にインターネット動画番組「びわモニ」における発信により、その内容が広範囲に拡散されることとなった。

その後、当該発言については事実と異なる部分が明らかとなり、番組内での謝罪や訂正、また市議会産業建設常任委員会における謝罪がなされたことは承知している。

しかしながら、本件発言は、副議長という議会を代表し得る立場にある者によるものであり、市民に誤解を与え、市政および議会の信頼に影響を及ぼす結果となったことは極めて重大である。

このため、令和 8 年 2 月 6 日の本会議において杉本英一副議長に対する辞職勧告決議案が提出されたが、結果として可決には至らなかった。

また、その後の議会運営委員会においては、議会としての信頼回復の観点から、本会議場における謝罪を求める意見が示されたが、その対応はなされていない。

長浜市議会基本条例第 8 条において、副議長は「公平無私の立場」で議会運営に当たるべきことが規定されている。副議長は議長を補佐し、議会運営の公正と秩序を支える要職であり、その言動には特に高い慎重性と責任が求められる。

また、地方議会議員の発言については、国会議員のような憲法上の免責特権が認められているものではなく、その発言には社会的影響に応じた責任が伴うものである。

本件は、市民に誤解を与え、市政および議会の信頼に影響を及ぼしただけでなく、その後の対応を含め、議会の信頼回復に十分な対応が示されているとは言い難い状況である。

議会の信頼は市民から負託されたものであり、その信頼を守る責任は議会自らが負うべきものである。よって、長浜市議会としての信頼回復と議会ガバナンスの確立のため、杉本英一副議長の解任を求めるものである。

令和 8 年 3 月 9 日

長浜市議会